

令和3年度 保育施設等入所のおてびき



戸田ヶ原自然再生キャラクター とだみちゃん

◆申込み書類受付期間について◆

入所月	令和3年度申込み書類受付期間
4月	【一次受付】（郵送受付を実施します。詳細は10ページをご覧ください） 令和2年11月26日（木）～ 令和2年12月6日（日） ※令和2年12月6日（日）については窓口開庁し申込み受付をします。 ※郵送での申込みは令和2年12月4日（金）必着となります。
	【二次受付】 令和3年1月4日（月）～ 令和3年2月10日（水）
5月	令和3年2月12日（金）～ 令和3年4月9日（金）
6月	令和3年4月12日（月）～ 令和3年5月10日（月）
7月	令和3年5月11日（火）～ 令和3年6月10日（木）
8月	令和3年6月11日（金）～ 令和3年7月9日（金）
9月	令和3年7月12日（月）～ 令和3年8月10日（火）
10月	令和3年8月12日（木）～ 令和3年9月10日（金）
11月	令和3年9月13日（月）～ 令和3年10月8日（金）
12月	令和3年10月12日（火）～ 令和3年11月10日（水）
1月	令和3年11月11日（木）～ 令和3年12月10日（金）

※日曜開庁窓口実施日以外の土・日・祝日及び年末年始の休業日を除く。

※2月・3月入所はありません。

※入所は毎月1日付けとなります（慣らし保育含む）。月途中の入所はできません。



保育施設の利用手

保育施設は、乳幼児の保護者が働いている場合や、病気、親族の介護により自宅児童福祉施設のことです。保育施設には、認可、地域型保育、認可外などさま

続きのSTEP!

での保育が困難な場合に、保護者に代わる乳幼児の保育を目的としたさまざまな形があります。

令和3年度の申込みについて詳しくは次のページへ

令和3年4月～令和4年1月入園

申込み手続きのSTEP（保育所、地域型保育）

保育施設を利用する場合は、保育の必要性を確認するため、就労などの認定を受ける必要があります(申込み手続きと併せて申請できます)。 ※集団生活に慣れさせるためなどの理由は該当しません。

STEP 1

選ぶ

保育施設選び

自宅からの距離や保育施設の特徴など、情報を集め希望施設を決定します。

※事前に希望施設の見学をおすすめします。見学の申込みは直接保育施設にお問い合わせください。
※市ホームページにて毎月初めに空き状況、保留状況も公開していますので、参考にしてください。(1月のみ更新はありません)

STEP 2

申し込む

申込み書類配布

令和2年10月30日(金)～

- 市役所2階 保育幼稚園室(3番窓口)
- 戸田公園駅前出張所
- 美笹支所

※水曜日は午後4時30分から午後6時30分まで市役所2階保育幼稚園室で受付延長
※土、日曜日を除く。ただし、12月6日(日)は受け付けます。
※郵送でも可(12月4日(金)必着)

申込み期間

令和3年4月(1次受付)
令和2年11月26日(木)～12月6日(日)
ところ 市役所5階 大会議室
とき 午前9時～午後4時30分

令和3年4月(2次受付)
令和3年1月4日(月)～2月10日(水)
ところ 市役所2階 保育幼稚園室
とき 午前8時30分～午後5時15分

令和3年5月～令和4年1月
入所月前月の10日締切
※ただし、10日が土・日・祝日の場合はその前の金曜日が締切です。

STEP 3

調整・内定

利用調整・入所内定、児童面接・説明

入所前月20日まで

利用調整の結果、利用が内定した場合は4月内定のみ内定通知書が交付されます。(5月内定以降は、入所前月20日までに電話連絡となります)内定後は集団保育が可能かどうか児童面接を受けていただき、集団保育が可能と判断できた際に入所決定となります。
利用が保留となった場合は、利用保留通知書が申込み時初回のみ交付されます。

※保留となった場合、申込みの取下げをされたり、内定が出ない限り、年度内(令和4年1月入所まで)は利用調整の対象となります。
そのため、再度申込み書類の提出をする必要はありませんが、申込み時と状況が変わった場合や希望施設の変更をしたい場合は、変更届をご提出いただく必要があります。

利用調整結果に関する電話でのお問い合わせに対しては一切お答えできませんので、ご了承ください。

STEP 4

利用開始

利用開始、入園式、慣らし保育

入所月の1日から

保育施設等利用決定通知書を送付します。
利用開始後は、子どもが慣れるまでのあいだ保育時間が短い「慣らし保育」の期間を設けています。

保育施設の種類

利用にあたり、市に申込みが必要な施設は、「保育所(公立・私立)」と「地域型保育事業(小規模保育事業所、事業所内保育事業所)」があります。そのほかに、直接契約して利用できる保育施設として、「認可外保育施設」があります。

種類	特徴	申込先	クラス年齢	保育料
保育所	県が認可した保育施設 公立と私立がある。	市	0～5歳児クラス (一部施設は異なる)	【0～2歳児クラス】 所得などに応じて市が決定 【3～5歳児クラス】 無償※1
小規模保育事業所 (地域型保育)	市が認可した保育施設 定員は19人以下。3歳児以上のクラスがないため、卒園後は連携施設へ入所、または保育所へ転園となる。		0～2歳児クラス	
事業所内保育事業所 (地域型保育)	市が認可した保育施設 定員は19人以下。企業が設置する施設で、従業員の児童と併せて地域の児童を一定数預かる。そのほかは小規模保育に準ずる。		0～2歳児クラス	
認可外保育施設	施設ごとに保育方針や特色、保育時間が大きく異なる。	各施設	施設による	施設による※2

※1 給食費や延長保育料はかかります。費用は施設によって異なりますので、各保育施設にお問い合わせください。

※2 就労などの理由により保育の必要性がある場合で、市から認定を受けた場合は3～5歳児および0～2歳児(市民税非課税世帯のみ)が無償化対象(上限や条件あり)となりました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

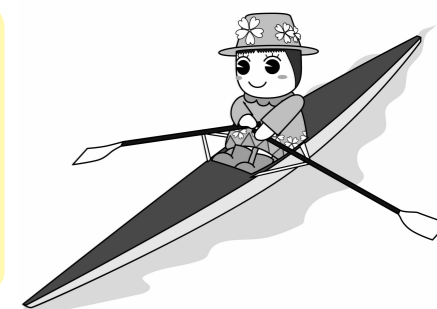
幼児教育・保育の無償化(保育園)についてはこちら▶



「保育コンシェルジュ」をご活用ください!

保育に関する専門的知識を持つ保育コンシェルジュが、各家庭の就労状況やニーズに寄り添い、保育所や幼稚園の情報を提供したり相談を受け付けたりしています。

☎ 443-5611
(保育コンシェルジュ直通)
午前9時～午後5時(正午～午後1時、土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



幼稚園の預かり保育時間も拡大しています

市内の幼稚園では、1日10時間以上開園、夏休み期間も実施など、預かり保育時間を拡大している園もあります。通常の教育時間に加え、保育の必要性の認定を受けた方については、預かり保育時間も無償化の対象となります。

幼稚園と保育所の違い

幼稚園は学校教育施設として、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の「教育」を行う施設です。
保育所は幼児教育を行うとともに、児童福祉施設として、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。

申込み等の詳細は、各幼稚園へお問い合わせください。

幼稚園名	場所	電話(O48)
戸田幼稚園	本町1-12-8	444-2220
戸田第一幼稚園	中町1-30-7	441-3030
つつじ幼稚園	本町4-2-6	441-5765
まきば幼稚園	笹目南町17-5	421-6637
戸田ひまわり幼稚園	美女木1-8-7	421-4949
ささめ幼稚園 ※	笹目6-5-24	421-5437
戸田東幼稚園	中町1-15-10	441-6612
カトレア幼稚園	新曾183	444-6843
はごろも幼稚園	下戸田2-22-11	444-5065
戸田東第二幼稚園	新曾2279-3	430-2015

※令和3年4月より子ども・子育て支援新制度幼稚園へ移行します。

利用申込みをする前に



◆入所できる要件（基準）について◆

保育施設等へ入所できる要件（基準）は、児童の保護者が下記の基準に該当し、お子様の保育が必要であると認められた場合となります。

したがって、「集団生活を経験させたい」という理由だけでは、該当なりません。

- (1) 常時仕事をしている場合
- (2) 母親が出産の前後である場合
- (3) 病気や負傷、その他心身に障害がある場合
- (4) 長期にわたる病気や心身に障害がある親族を、長期に看護や介護している場合
- (5) 震災、風水害、火災などの不慮の災害を受け、その復旧にあたっている場合
- (6) 求職活動中である場合（起業準備を含む）
- (7) 就学中の場合（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業取得時に既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- (10) その他、市長が上記に類する状態にあたと認める場合

※「常時」とは、昼休みを除く実労働時間が月64時間以上の勤務の状況となります。

◆入所できる期間について◆

保育施設等に通うことができる期間（保育の利用期間）は、保護者の状況によって変わります。

保護者の状況	保育の利用期間
就労中	就労している期間（最長就学前まで）
求職中・就労内定・育児休業中・月64時間未満労働	入所日から2ヶ月間
出産	産前6週開始日を含む月の1日から産後8週終了日の翌日を含む月の末日まで
入院・疾病・介護	治療、介護に要する期間（最長就学前まで）

◎保育の利用期間が満了すると退所となり、翌月以降は保育施設等を利用できなくなります。

◎育児休業中、求職中又は就労内定等の方は、入所月の翌月の15日までに手続き（稼働中の勤務証明書の提出）をすることにより「就労中」に切り替わります（保育の利用期間が延長されます）。

◎入所できる要件（基準）にあてはまらなくなった場合は、退所となります。

◎4月入所を希望し、令和3年2月4日（木）～令和3年6月10日（木）の期間内に出産の予定がある方は、出産要件での利用期間に該当します。出産の入所期間満了後も保育が必要である要件を満たす見込みがあり、継続して保育の利用を希望する場合はあらかじめご相談ください。

◎育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（又は育児休業に関する法律等）」に基づいたもので、終了予定日が未定の休業や、ただの休業は育児休業に当てはまりませんのでご注意ください。

◆令和3年度保育利用年齢早見表◆

◆クラス年齢早見表

クラス	生年月日	卒園年月日
0歳児	令和 2年4月2日 ~	令和9年3月31日
1歳児	平成31年4月2日 ~ 令和 2年4月1日	令和8年3月31日
2歳児	平成30年4月2日 ~ 平成31年4月1日	令和7年3月31日
3歳児	平成29年4月2日 ~ 平成30年4月1日	令和6年3月31日
4歳児	平成28年4月2日 ~ 平成29年4月1日	令和5年3月31日
5歳児	平成27年4月2日 ~ 平成28年4月1日	令和4年3月31日

※生年月日が令和3年4月2日以降の0歳児クラスの卒園は令和10年3月31日となります。

※年度の途中で誕生日を迎えても、同一年度は同じクラスに在籍することとなります。

◆0歳児受入月齢早見表（生年月日）

入所月	8週受入	3ヶ月受入	6ヶ月受入
令和2年11月	令和2年 9月5日以前生まれ	令和2年 8月2日以前生まれ	令和2年 5月2日以前生まれ
令和2年12月	令和2年10月5日以前生まれ	令和2年 9月2日以前生まれ	令和2年 6月2日以前生まれ
令和3年 1月	令和2年11月5日以前生まれ	令和2年10月2日以前生まれ	令和2年 7月2日以前生まれ
令和3年 2月	利用調整はありません		
令和3年 3月			
令和3年 4月	令和3年 2月3日以前生まれ	令和3年 1月2日以前生まれ	令和2年10月2日以前生まれ
令和3年 5月	令和3年 3月5日以前生まれ	令和3年 2月2日以前生まれ	令和2年11月2日以前生まれ
令和3年 6月	令和3年 4月5日以前生まれ	令和3年 3月2日以前生まれ	令和2年12月2日以前生まれ
令和3年 7月	令和3年 5月5日以前生まれ	令和3年 4月2日以前生まれ	令和3年 1月2日以前生まれ
令和3年 8月	令和3年 6月5日以前生まれ	令和3年 5月2日以前生まれ	令和3年 2月2日以前生まれ
令和3年 9月	令和3年 7月6日以前生まれ	令和3年 6月2日以前生まれ	令和3年 3月2日以前生まれ
令和3年10月	令和3年 8月5日以前生まれ	令和3年 7月2日以前生まれ	令和3年 4月2日以前生まれ
令和3年11月	令和3年 9月5日以前生まれ	令和3年 8月2日以前生まれ	令和3年 5月2日以前生まれ
令和3年12月	令和3年10月5日以前生まれ	令和3年 9月2日以前生まれ	令和3年 6月2日以前生まれ
令和4年 1月	令和3年11月5日以前生まれ	令和3年10月2日以前生まれ	令和3年 7月2日以前生まれ
令和4年 2月	利用調整はありません		
令和4年 3月			
令和4年 4月	令和4年 2月3日以前生まれ	令和4年 1月2日以前生まれ	令和3年10月2日以前生まれ

《0歳児受入月齢について》

【受入なし】 下戸田保育園、笹目東保育園
むつみ保育園

【3ヶ月受入】 きざわ保育園、すみれ保育園

【6ヶ月受入】 新曽保育園、喜沢南保育園、上戸田南保育園、新曽南保育園、笹目川保育園
ささめ保育園、かなな保育園、みずき保育園、つくし保育園、みんと保育園

【8週受入】 上記以外の保育所

※小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に関しましては、別紙の一覧でご確認ください。

◆教育・保育給付認定について◆

保育施設等を利用するためには、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

認定区分は以下のとおりとなり、申請書類等からご家庭の保育の必要量を判断し、必要量に応じて「保育短時間」、「保育標準時間」の認定を受けます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定【教育標準時間】	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定【保育標準時間】 / 【保育短時間】	3～5歳	あり	認可保育所、認定こども園
3号認定【保育標準時間】 / 【保育短時間】	0～2歳	あり	認可保育所、認定こども園 小規模保育等

※教育・保育給付認定の申請に基づき、支給認定証を交付します。

支給認定証は各月利用調整の結果に同封します（すでに教育・保育給付認定を受けている児童を除く）。

◆保育時間について◆

- ・保育標準時間認定の児童 施設ごとで決められた1日11時間の中で保育が必要な時間利用可能
- ・保育短時間認定の児童 施設ごとで決められた1日8時間の中で保育が必要な時間利用可能
(認定区分が「育児休業中」の場合は原則、短時間認定となります)

認可保育所の場合

- ・保育標準時間 7:00～18:00の11時間
- ・保育短時間 8:30～16:30の8時間

※土曜日の開所時間や保育時間等については、園によって異なりますので各園にお問い合わせください。

※各保育所の開所時間については、別紙「令和3年度戸田市認可保育所一覧」をご確認ください。

小規模保育実施施設の場合

※施設によって異なりますので、別紙「令和3年度小規模保育事業及び事業所内保育事業実施施設一覧」をご覧ください。

◎延長保育について

認定された区分の保育時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育扱いとなります。延長保育を利用する場合は延長保育料が発生します。受入月齢や料金など詳細は各保育施設にお問い合わせください。



◆特別支援保育事業について◆

(1) 特別支援保育とは

集団保育において配慮を必要とする児童に対する保育であり、心身に障がいをもつ児童（障がい児）が保育施設等に入所し、児童の成長と発達を促進させることを目的としています。

(2) 対象となる児童

保育施設等において集団生活が可能であり、かつ、障がいの程度が軽度から中程度までの障がい児で日々通園ができる2号または3号の教育・保育給付認定を受けた児童。

(3) 定員

定員は1施設あたり4名程度で、クラス定員の中に含まれます。

(4) 申込み手続

書類配布時に必要書類をご案内しますので、ご希望の方は保育幼稚園室までご相談ください。

特別支援保育の申込みは利用決定までのスケジュールが通常の入所と異なります。観察保育の日程等、詳細は保育幼稚園室までお問い合わせください。

◆その他の保育事業について◆

病児・病後児保育事業について

病児・病後児保育とは、お子様(生後57日以降満12歳に達した日以降の最初の3月31日まで)が病気又は病気回復期のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができないときに、施設にて看護師・保育士により一時的にお子様をお預かりする事業です。詳細については、各施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話(048)
病児保育室太陽の子北戸田	戸田市新曽 2002-12 市ヶ谷ビル2F	(434) 2511
戸田中央総合病院病児保育室ひまわり	戸田市本町 1-19-3	(442) 3611
病児保育室きらら	戸田市新曽 1191-8	(446) 6368

戸田市休日保育事業について

利用できる児童は、戸田市内に居住しており、集団保育が可能な満10ヶ月以上小学校就学前で、休日に保護者の就労等で保育の必要性がある児童です。詳細は保育幼稚園室へお問い合わせください。

施設名	住所	電話(048)
こだま虹保育園	戸田市新曽 255-12	(229) 0562

戸田市一時保育事業について

利用できる児童は、戸田市内に居住している集団保育が可能な満1歳以上小学校就学前の健康な児童で、保護者の方の状況に応じて、利用できる回数が異なります。令和3年度の一時保育実施園は下記のとおりとなります。申込みについては、各施設にお問い合わせください。

実施保育所		1日の定員	電話(048)
公立	喜沢南保育園	最大10名(年齢によります)	(443) 9341
	新曽保育園	最大12名(年齢によります)	(442) 3100
	笹目川保育園	最大12名(年齢によります)	(422) 2100
私立	戸田公園駅前さくら草保育園	最大10名(年齢によります)	(430) 0115
	戸田駅前保育所	最大10名(年齢によります)	(447) 8860
	北戸田Jキッズステーション	最大10名(年齢によります)	(446) 0660
	戸田駅前さくら草保育園	最大10名(年齢によります)	(445) 3741
	桑の実戸田公園保育園	最大10名(年齢によります)	(446) 3200
	とだ虹保育園	最大10名(年齢によります)	(242) 5451
	こどもの国さくら草保育園	最大10名(年齢によります)	(290) 8415
	むつみ保育園	最大6名(年齢によります)	(287) 3623
	こだま虹保育園	最大10名(年齢によります)	(229) 0562
戸田第2すこやか保育園	最大6名(年齢によります)	(446) 9028	

※戸田市一時保育事業は、認可保育施設等に在籍されている方は利用できません。

◆保育料について◆

保育料の算定方法について（10ページ⑥参照）

保育施設の利用にかかる保育料は、児童の年齢や保護者（父母）の市民税所得割額に応じ、戸田市が定める保育料徴収基準額表（8ページ参照）より決定します。《保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所いずれも同額です》

また、保育料は、年度内で算定根拠の市民税の対象年度が替わります。切替え時期は9月となります（8月以前は令和2年度分、9月以降は令和3年度分の市民税所得割額により決定）。

なお、保育料とは別に布団レンタル代等の付帯費用がかかる場合がございますので、詳細は各保育施設等にお問い合わせください。

令和3年度における保育料切替え時期イメージ

月分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
算定根拠	令和2年度市民税所得割額					令和3年度市民税所得割額						

保育料の納付（方法）について

保育所へ内定した方につきましては、保育料の口座振替手続きを行っていただきます。利用決定した際送付いたします口座振替申込書（児童1人につき1通）を記入し、金融機関へ直接申込みをしてください。

小規模保育事業所、事業所内保育事業所に内定した方につきましては、各保育所に納付いただくこととなりますので、内定施設へお問い合わせください。

保育料は保育施設等を運営する大切な財源です。お支払いが滞ると、差押え等の滞納処分を行う場合があります。

◆保育料の軽減について◆

（1）同一世帯から2人以上の児童が保育園等に在籍している場合の保育料について

1人目	2人目	3人目以降
全額（通常保育料）	半額	無料

上の子が以下の施設に入所、又は利用している場合は、在園証明書を提出してください。

※幼稚園・認定こども園・企業主導型保育所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部
児童発達支援・医療型児童発達支援

（2）年収約360万円未満相当の世帯で、保育施設等に在籍している児童の保育料について

世帯の市民税所得割額の合計が57,700円未満で、保護者と生計が同一の多子世帯については、上の子の年齢にかかわらず在籍園児の保育料が第2子半額、第3子以降無料となります。

また、世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満のひとり親世帯等で、児童が保育施設等に在籍している場合、上の子の年齢にかかわらず保育料が第1子半額以下、第2子以降無料となります。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親・在宅障がい児（者）のいる世帯を指します。

※令和3年度も同様となる予定ですが、国の動向等により内容が変更となる場合があります。

(3) 3人以上の児童が同居している世帯で、第3子以降の児童が保育施設に在籍している場合の保育料について

戸田市では、3人以上の児童が同居している世帯で、第3子以降の児童が保育施設等を利用している場合で、上記のいずれにも当てはまらない場合、上の子の年齢及び世帯の年収にかかわらず第3子以降の児童の保育料を無料としています。ただし、令和3年度以降につきましては、県の動向等により変更となる場合があります。

※子が同居していない場合でも、対象世帯とみなすこともあります。

◆幼児教育・保育無償化について◆

令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施され、保育施設の保育料が無償となりました。



(1) 対象となる児童

- 3歳以上児クラスのすべての児童
- 3歳未満児クラスの市民税非課税世帯の児童

※令和3年4月1日現在の年齢であり、年度途中で3歳となっても無償にはなりません。

※5ページの「保育料の軽減について」は、無償化による影響はありません。

(2) 無償化の対象とならないもの

延長保育料、給食費、文房具代、行事費等は無償化の対象外になります。

(3) 給食費について **※3歳以上児クラスのみ対象**

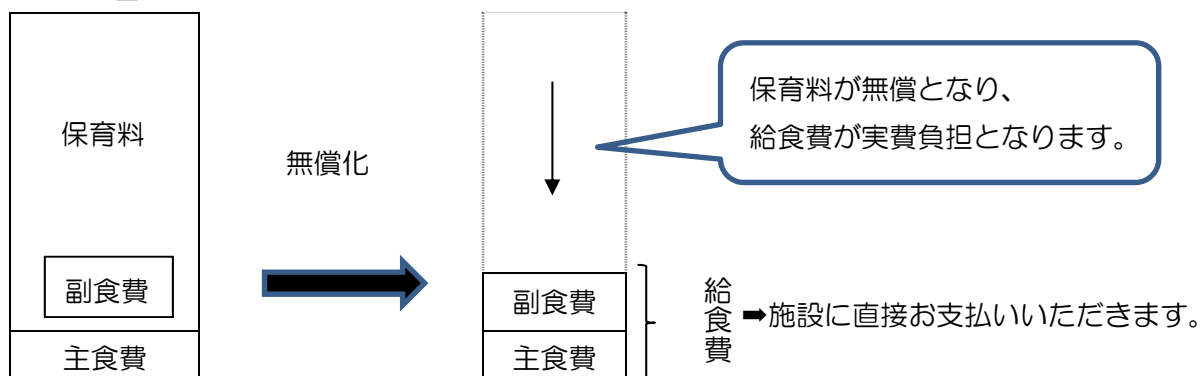
3歳以上児クラスについては保育料が無償化されるため、保育料をお支払いいただく必要がなくなりましたが、保育所の給食の材料に係る費用（食材料費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、保護者負担となりました。

また、給食費は主食費（お米、パン等）と副食費（おかず、おやつ等）で構成されています。令和元年9月まで、主食費については「実費徴収」、副食費については「保育料の一部として徴収」していましたが、令和元年10月以降は、副食費についても「実費徴収」となりました。

したがって、保育施設入所後は主食費と副食費をまとめて給食費として、直接施設にお支払いいただくこととなります。

なお、給食費の金額については、各園ごとに決められております。金額の詳細は「令和3年度戸田市保育所一覧（予定）」に記載しておりますので、ご参照ください。

～イメージ図～



(4) 副食費の免除対象者について

給食費のうち、副食費については、無償化にあたり保護者負担が増えないよう、免除制度が設けられています。免除対象となるのは、「年収360万円未満相当世帯」及び「所得制限なく第3子以降の児童」となります。

「年収360万円未満相当世帯」とは、世帯の市民税所得割額の合計が57,700円未満である世帯のことをいいます。なお、ひとり親世帯等に該当する場合は、世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満である世帯となります。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親、在宅障がい児（者）のいる世帯を指します。

～第3子以降の児童の判定について～

「所得制限なく第3子以降の児童」については、下記の算定基準に基づいて算定した人数で判定します。児童全員が算定対象とならないこともございますので、ご注意ください。

第3子の算定基準

算定対象となる児童
<u>小学校就学前の範囲で、最年長の児童から順に3人目以上の児童（同一世帯内のみ）</u>

(例) 世帯内に小学3年生（9歳）、幼稚園年長（5歳）、3歳児の3名の児童がいる場合

小学校就学前の範囲で最年長の児童は年長の児童となりますので、副食費の免除判定においては、3歳児の児童は2人目と算定され、副食費の免除対象外となります。

(5) 副食費免除の手続きについて

(4)に該当し、副食費の免除対象となる方でも、申請の手続きは必要ございません。

免除対象となる方については、戸田市役所保育幼稚園室より副食費免除決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

(6) 副食費免除判定の切替え時期について（10ページ⑥参照）

副食費の免除判定は、保育料同様、令和3年9月より判定根拠の市民税の対象年度が替わります。

令和3年4月から8月までは、令和2年度市民税額により判定し、令和3年9月から令和4年3月までは、令和3年度市民税額により判定します。

なお、保育料の算定と同様、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等がある場合、当該金額を控除する前の税額で判定します。



戸田市保育料徴収基準額表（令和3年度）

上段（全）／全額 児童が1人入所している場合の額
 下段（半）／半額 児童が2人以上入所している場合などの1/2の額（備考1、2）

世帯階層区分	所得などの状況・世帯階層区分の定義		保育料（月額）				
			3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		
			保育標準時間	保育短時間			
第 1	生活保護法による被保護世帯 里親が教育・保育給付認定保護者等である世帯		円	円			
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0			
第 3	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	全	7,600	7,400			
		半	3,800	3,700			
第 4	市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	全	9,500	9,300		
			半	4,750	4,650		
第 5		48,600円以上 58,800円未満	全	12,500	12,200		
			半	6,250	6,100		
第 6		58,800円以上 77,101円未満	全	19,500	19,100		
			半	9,750 (9,000)	9,550 (9,000)		
第 7		77,101円以上 97,000円未満	全	19,500	19,100		
			半	9,750	9,550		
第 8		97,000円以上 132,600円未満	全	31,000	30,400		
			半	15,500	15,200		
第 9		132,600円以上 169,000円未満	全	44,000	43,200		
			半	22,000	21,600		幼児教育・保育無償化により0円 ※給食費、延長保育料は対象外
第 10		169,000円以上 202,000円未満	全	52,000	51,100		
			半	26,000	25,550		
第 11		202,000円以上 235,000円未満	全	54,000	53,000		
			半	27,000	26,500		
第 12	235,000円以上 268,000円未満	全	56,000	55,000			
		半	28,000	27,500			
第 13	268,000円以上 301,000円未満	全	58,000	57,000			
		半	29,000	28,500			
第 14	301,000円以上 333,000円未満	全	60,000	58,900			
		半	30,000	29,450			
第 15	333,000円以上 365,000円未満	全	62,000	60,900			
		半	31,000	30,450			
第 16	365,000円以上 397,000円未満	全	64,000	62,900			
		半	32,000	31,450			
第 16	397,000円以上	全	66,000	64,800			
		半	33,000	32,400			

※カッコ内はひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯）

- 備考1 同一世帯から2人以上の児童が、該当する保育施設、幼稚園、認定こども園及び企業主導型保育所等に入所している場合、第2子の児童に係る保育料は2分の1の額、第3子以降の児童に係る保育料は無料となります。
- 2 保護者の市市民税所得割額が一定以下の場合で、保護者と生計が同一の多子世帯については上の子の年齢にかかわらず、在籍園児の保育料が第2子半額、第3子以降無料となり、ひとり親世帯等（ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯）については、在籍園児の保育料が第1子が半額以下、第2子以降無料となります。
- 3 祖父母同居世帯の保育料については、同居祖父母等が家計の主宰者と認められる場合には、その祖父母の課税状況により保育料を決定します。家計の主宰者である祖父母以外は、税額合算対象から除外します。
- 4 税額については、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等を控除する前の額から算出します。
- 5 保育標準時間とは1日11時間まで保育の利用が可能となる認定区分であり、保育短時間とは1日8時間まで保育の利用が可能となる認定区分となります。
- 6 3歳未満児として保育を受けた児童の保育料は、当該児童がその年度中に年齢がそれぞれ3歳に達しても、その年度中はそれぞれ当初の3歳未満児の保育料となります。
- 7 4月分から8月分の保育料については、入所年度の前年度、9月分から3月分の保育料については、入所年度の課税状況を基に算定します。
- 8 未婚のひとり親家庭については、事前に申請をすることによって、寡婦（寡夫）とみなして保育料の算定をすることが可能です。
- 9 指定都市に住所を有していた世帯については、平成30年度から指定都市で課税された場合の市町村民税の税率が8%となるため、戸田市の区域内に住所を有する者とみなして（市町村民税率を6%とみなす。）、保育料を算定します。

※ 備考1に該当する場合は、「在園証明書」等が必要となる場合があります。また、備考8に該当する場合は、所定の申請書が必要となります。提出方法等については保育幼稚園室へお問い合わせください。

◆申込みに必要な提出書類について◆



- ① 保育施設等利用申込書（所定用紙 A3見開き4ページ）
- ② 家庭の状況届出書（所定用紙）
※①②は12ページ以降の記入例を参考にご記入ください。
- ③ 教育・保育給付認定申請書（所定用紙）
（令和2年度以前に保育施設等利用申込みを行っているなど、既に認定を受けている方は不要）
- ④ 保育が必要であることを証明する書類

保育が必要な状況	必要となる書類（父・母・祖父母など同居者全員分） ※ただし父母以外の60歳以上の方は提出不要
就労している方（就労内定含む）	令和3年度用勤務証明書（証明日が3ヶ月以内のものに限る） ※自営業の方は勤務実績の分かる書類の写しも提出が必要です。（確定申告書、営業許可証、開業届、請負契約書など）
育児休業中の方 産前産後休業中の方	令和3年度用勤務証明書（証明日が3ヶ月以内のものに限る） ※入所する月内に職場復帰することが条件です。 ※育児休業（産前産後休業）取得中の方は、産前産後休業期間及び育児休業期間の記載が必須です。
病気や障害がある方	診断書（所定用紙）及び 身体障害者手帳の写し（該当者のみ）
看護・介護をしている方	（1）介護・看護状況申告書
	（2）診断書（病院の書式）または 身体障害者手帳の写し
出産予定の方	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日記載部分）
在学中の方	在学証明書または学生証の写し、及び時間割

⑤ その他の書類 ※下記の状況に該当する方のみ提出していただきます。

ひとり親世帯の方	戸籍謄本（原本）
別居中の方	離婚調停中である又は裁判中であることを証明する書類の写し（調停期日通知書など）
生活保護受給中の方	生活保護法による被保護証明書の写し
在宅障がい児（者）のいる世帯	次のうち該当するいずれか一つの写し （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金・厚生年金保険年金証書（障害基礎年金））
認可外保育施設を利用の方	保育受託証明書（所定用紙・原本）
申込児童が幼稚園に在園中	幼稚園在園証明書（原本）
幼稚園に在園しているきょうだいがいる方	令和3年4月以降に発行される幼稚園在園証明書（原本）
戸田市内または蕨市内の認可保育施設の常勤保育士、保健師、看護師、准看護師の方で、優先利用を希望の方 （月20日以上1日6時間以上の勤務または採用予定の場合のみ）	左記に該当する資格の証明書（免許状）の写し 及び 優先利用誓約書（所定用紙） ※認可保育施設とは地域型保育（小規模保育事業所、事業所内保育事業所）及び認可保育所とする。
外国籍の方	在留カード（表裏）の写し（父・母・申込み児童の分）
戸田市に転入予定の方	転入に関する誓約書（所定様式）及び賃貸借契約書・売買契約書等戸田市に転入することがわかる書類の写し ※申込み受付はお住まいの自治体です。

⑥保育料決定及び副食費免除判定に必要な書類

住民税は各年1月1日現在の住民登録地で課税されるため、令和2年1月1日及び令和3年1月1日に戸田市に住民登録がない方は下記の書類が必要となります。書類の提出がなかった場合、保育料は最高額での決定となり、副食費は免除対象外となりますので、ご注意ください。

状況	必要となる書類
令和2年1月1日現在戸田市に住民登録がない方	住民登録地で発行される令和2年度住民税(非)課税証明書(令和元年中所得にかかる証明書)
令和3年1月1日現在戸田市に住民登録がない方	住民登録地で発行される令和3年度住民税(非)課税証明書(令和2年中所得にかかる証明書)

※証明書の名称は各自治体によって異なる場合があります。収入額、所得額、控除額、税額が記載されている証明書を各自治体に確認のうえ取得いただきますようお願いします。

なお、各年1月1日現在海外に居住しており、日本国内に住民登録がない方は「年間収入申告書」及び収入がわかる書類をご提出ください。年間収入申告書については、保育幼稚園室窓口及びホームページよりご取得いただけます。

◆申込みの際の注意事項◆

- (1) 申込み書類の記入内容は、すべて申込み書類提出日時点での状況でご記入ください。
- (2) 申込み内容に変更があった際は必ず「教育・保育給付認定変更申請書(兼家庭状況変更届)」に必要書類を添えて提出してください。また、転出等で戸田市民でなくなった場合、申込みは無効となります(入所後に変更があった場合も同様に書類提出をしてください)。
- (3) 勤務証明書等の申請書類に必要な事項の記載がない、または不足している場合は、受付できない場合がありますので、記入例をご確認のうえご提出ください。
- (4) お預かりした書類一式は、法令に基づく調査を除き、保育施設等利用調整以外の目的には一切使用致しません。また、理由の如何に関わらず、提出書類を返却・複写することはできません。育児休業手当給付金の延長手続き等で必要であれば、申込み書類とは別で「保育施設等の利用状況証明申請書」をご提出ください。
- (5) 保育は原則としてお住まいの自治体で受けることとなっています。お引越などで転出した場合は、戸田市民として通所できるのは転出日に属する月末までとなり、保育施設を退所していただくこととなります。詳細は保育幼稚園室までお問い合わせください。

◆申込み書類受付期間について◆

各入所月における申込み期間は表紙のとおりとなります。

なお、例年保育園の利用申込みは窓口での受付のみとなっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月一次受付のみ郵送での受付を行います。

郵送での申込み受付期間は令和2年12月4日(金)(必着)までとなりますので、期限内の提出をお願いします。郵送方法の指定はしませんが、郵送事故については責任を負いかねますので、簡易書留等、追跡可能な方法を強く推奨いたします。なお、郵送での利用申込みの際は、申込み書類受付後1週間以内に「受付票」を郵送しますので、返信用封筒に84円切手を貼り同封してください。

◆利用調整について◆

申請書類に基づき、戸田市保育施設等利用基準調査表(次ページ参照)にて指数を付け、保育の必要性が高い順(指数順)に利用調整を行います。(先着順や抽選ではありません)

令和3年度 戸田市保育施設等利用基準調査表

■ 基準指数

分類	保護者の状況		指数			
	類型	細目	父	母		
1	居宅外労働※1	実働8時間以上の就労を常態	40	40		
		実働7時間30分以上8時間未満の就労を常態	39	39		
		実働7時間以上7時間30分未満の就労を常態	38	38		
		実働6時間30分以上7時間未満の就労を常態	37	37		
		実働6時間以上6時間30分未満の就労を常態	36	36		
		実働5時間30分以上6時間未満の就労を常態	35	35		
		実働5時間以上5時間30分未満の就労を常態	34	34		
		実働4時間以上5時間未満の就労を常態	33	33		
2	居宅内労働※1	実働8時間以上の就労を常態	36	36		
		実働7時間30分以上8時間未満の就労を常態	35	35		
		実働7時間以上7時間30分未満の就労を常態	34	34		
		実働6時間30分以上7時間未満の就労を常態	33	33		
		実働6時間以上6時間30分未満の就労を常態	32	32		
		実働5時間30分以上6時間未満の就労を常態	31	31		
		実働5時間以上5時間30分未満の就労を常態	30	30		
		実働4時間以上5時間未満の就労を常態	29	29		
3	上記以外の就労	月64時間以上で、月16日未満または1日4時間未満の就労	24	24		
		月64時間未満(入園後、月64時間以上勤務要)	20	20		
4	未就労	採用内定	勤務証明書提出者(入園後勤務開始)	14	14	
5	求職中	保育所申込誓約書提出者(入園後勤務開始)	10	10		
6	出産予定月を中心に、産前2箇月・産後2箇月(最大5箇月)		—	36		
7	療養病	おおむね1箇月以上の入院の場合(入院予定を含む。)	44	44		
		自宅にて療養中(戸田市所定の診断書提出者)	38	38		
8	障がい心身※2	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級	44	44		
		身体障害者手帳3級、療育手帳B・C、精神障害者保健福祉手帳3級	40	40		
		身体障害者手帳4級以下	38	38		
9	介護	月64時間以上	週5日以上	週5日以上の常時付添による通院等	44	44
		従事	週4日	週4日の常時付添による通院等	40	40
				上記以外の介護看護等	24	24
10	不存在	死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁(不在者)	40	40		
11	災害	火災等の家屋の損害、その他災害復旧にあっている	44	44		
12	就学等	月64時間以上就学、職業訓練等により通学している場合(趣味的なものを除く。)	32	32		
13	その他	上記以外で保育が必要な状態が確認できる場合	10~40			

◎注意

※1 就労の基準指数について、勤務証明書の内容で実績等から月の勤務日数が20日に満たない場合は基準指数から-2とする。実働とは、労働契約上の正規の時間であり、育児短時間勤務中(予定を含む)の場合でも、指数に変更なし。新型コロナウイルスの影響により、テレワーク中の場合、勤務証明書に記載があれば、居宅外労働とする。

※2 戸田市所定の診断書の提出も必要。

※3 戸籍謄本など、状況の分かる書類の提出が必要。

■ 同一指数世帯の優先順位

1	戸田市在住者、戸田市転入予定者の順
2	基準指数の高い者
3	ひとりの親世帯
4	傷病・療養、心身障がい、看護・介護、災害の順
5	被雇用者・自営業・出産・採用内定・就学・内職・求職中の順
6	保護者が家庭で保育にあたれない時間が長い者
7	養育している小学6年生以下の子ども的人数が多い者
8	前年度入所待機者で待機期間が長い者
9	令和元年度(利用者負担額切替後は令和2年度)の所得が低い世帯

■ 調整指数

分類	条件		指数	
	類型	細目		
14	両親の状況※3	同居世帯	死別・失踪・拘禁	12
			離別・未婚	10
			調停中(書類添付あり)	8
		単身世帯	死別・失踪・拘禁	14
			離別・未婚	12
			調停中(書類添付あり)	10
15	家庭の状況	生活保護受給世帯(要勤務又は勤務予定)	8	
		暴力・虐待・ネグレクトのおそれがある	10	
		生計中心者の失業により就労の必要性がある	4	
16	児童の状況※4	委託	戸田市指定家庭保育室入所 ※5	8
			企業内保育所入所 ※5	8
			その他の認可外保育施設等入所 ※5	8
			幼稚園在園中	8
			管外保育所入所中	8
			一時保育(認可外含む)利用中	5
		保護者等が保育	親類以外の個人に保育を委託	5
			祖父母以外の親類が保育	4
			別居祖父母が保育	4
			同居祖父母が保育	2
			同伴就労(居宅外)	5
			同伴就労(居宅内)	2
育児休業中の保護者が保育 ※6	4			
17	その他	保護者が単身赴任中	4	
		年間を通して月あたり15泊以上の宿泊を伴う出張がある場合	2	
		戸田市民の保護者が常勤保育士等で戸田市内認可保育施設に勤務中または採用内定 ※7	80	
		戸田市民の保護者が常勤保育士等で市内認可保育施設に勤務中または採用内定 ※7	8	
		転園届※8の第1希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合	8	
		新規申込中で第1希望が入所中の兄弟姉妹と同園の場合	6	
		特別支援保育入所を希望し該当する場合(転園は除く)	4	
		4箇月以上保育料滞納がある世帯	-50	
		同居親族等※9が保育できない証明書類の提出がない場合または月64時間未満の就労の場合	-2	
		小規模保育事業所等※10を利用中で認可保育所へ転園希望する場合	6	
		小規模保育事業所等※10の卒園児童 ※11	80	
		育児休業延長希望の場合 ※12	-100	
上記分類番号以外で特に調整が必要と認める場合	2~12			

※4 未就労・月64時間未満就労及び転園希望の場合は適用しない。

※5 週3日以下の利用の場合は適用しない(一時保育利用中を適用)。

※6 育児休業中の場合は実働を要しない。
分類16で他の項目に該当する場合でも、他の項目での加点はしない。
※7 保育士、保健師、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、戸田市内または市内の認可保育施設(認可保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。以下同じ)に月20日以上1日6時間以上の保育業務を勤務条件とし勤務中または採用内定であり、誓約書の提出を必要とする。入所月の前月未までに戸田市内に転入予定の場合も適用する。転園希望の場合は適用しない。令和3年度まで調整指数として実施予定。

※8 戸田市の利用調整により戸田市内認可保育施設に入所した児童が、他の戸田市内認可保育施設に転園を希望する場合に提出する転園届をいう。小規模保育事業所等の卒園児童が提出する転園届も含む。

※9 同居親族等には申込児童の兄弟姉妹は含まない。

※10 小規模保育事業所等とは、戸田市内の小規模保育事業所及び戸田市内の事業所内保育事業所(地域枠のみ)をいう。

※11 途中退園児童や過去に卒園歴のある児童等は含めない。2歳までしか定員設定のない園の卒園児がその後継続して保育を必要としている場合に加点。

※12 申込書の該当欄にチェックした場合、基準指数及び調整指数ともに他の項目で加点・減点せず、一律で指数計を-100とする。

※ 定期保育の利用期間終了後(2歳クラス終了後)の入所申込については、認可外保育施設を利用しているものと同様の調整指数を加点。

申込書の提出日を必ず記入してください。

保育施設等利用申込書(児童台帳) 【記入例】

提出日 令和2年11月26日

(宛先)
戸田市福祉事務所長

両親の場合は両親連名で、ひとり親の場合は一名で記入してください。

〒335-0022
住所 戸田市上戸田1-18-1-208

保護者氏名 ○○ ○○ ○○ ○○

自宅電話 (048) 441-1800
携帯(父) (090) ●●●●-XXXX
携帯(母) (080) △△△△-□□□□

保育施設等への利用について、次のとおり申し込みます。

利用を希望する児童	生年月日	性別
フリガナ ○○○ ○○○ 氏名 ○○ ○○	H30・6・15	男・女

保育利用希望期間	令和3年4月1日から ① 小学校就学まで 2. 年 月 日まで
----------	------------------------------------

利用希望保育施設	第1希望	○○保育園	第6希望	○○小規模保育室
	第2希望	○○保育園		
	第3希望	○○小規模保育室		
	第4希望	○○保育園		
	第5希望	○○小規模保育室		

・第6希望以降も希望する場合は記入してください。
・0~2歳クラスまでは小規模保育事業実施施設も希望可能です。

同居の家族	(フリガナ)		続柄	生年月日	保育が必要
	氏名	氏名			
同居の家族	○○○ ○○○	○○ ○○	父	S56・11・20	① 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名:) 8 その他()
	○○○ ○○○	○○ ○○	母	S61・11・20	① 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名:) 8 その他()
同居の家族	○○○ ○○○	○○ ○○	兄	H23・10・18	1 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 ④ 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名:) 8 その他()
	○○○ ○○○	○○ ○○	祖父	S36・8・23	① 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 5 求職・採用内定 7 保育施設等利用(施設名:) 8 その他()
同居の家族	○○○ ○○○	○○ ○○	祖母	S34・10・7	1 就労 2 出産(予定日: 年 月 日) 3 介護・看護 4 在学(小・中・高・大・専門 年) 5 求職・採用内定 6 病気・障害 7 保育施設等利用(施設名:) ⑧ その他(無職)

それぞれの方の状況に該当する番号に○をつけてください。

60歳未満の同居親族については、勤務証明書等の提出が必要です。

利用申し込みに関する確認票

◎下記の該当する番号に○を付けてください。

教育・保育給付認定の有無	1 認定済
	2 未認定

令和2年度以前に保育施設等の利用申し込みをするなどして、既に教育・保育給付認定を受けている場合は「1」に○をつけてください。

◎下記の該当する番号に○を付けてください。

現在の保育状況	1 自宅で【父・母・祖父・祖母・その他（ ）】が保育している ※要件：産後休暇・育児休業・内職・自営・採用内定	申し込み時点でお子様の保育をどのように行っているか記入してください。
	2 年 月 から【父・母・その他（ ）】が保育している	
	3 別居祖父母【父方・母方】に預けている。	
	4 認可外保育施設（ ）に預けている。	
	5 年 月 から認可保育所（幼稚園）に通っている。 →市区町村名（ ）、保育所（幼稚園）の名称（ ）	
	6 その他（ ）	
4に○を付けた方	年 月 日から 週 日、 時から 時まで預けている。	

◎下記の該当する項目に関して記入してください。

※きょうだい同時の申込みの方対象	同時申込み児童 氏名： 男・女 生年月日： 年 月 日	きょうだい入所条件 1 同時期同一園以外は 2 同時期ならば異なる園で 3 別時期でも同じ園を 4 別時期で異なる園で 3、4の場合 ア、先に利用している園を優先する イ、誰が先で申込みしている園を優先する 2、4を選択し、きょうだいが同時期に利用可能な施設がある場合 ア、同じ園の利用を優先する イ、別々でも希望順位の高い園を優先する ※お一人の利用開始後、改めて申込みはできません。	きょうだい同時で申込みをする場合、または、既に保育園に通っているきょうだいがいる場合は記入してください。
	同時申込み児童 氏名： 男・女 生年月日： 年 月 日		
	同時申込み児童 氏名： 男・女 生年月日： 年 月 日		
	同時申込み児童 氏名： 男・女 生年月日： 年 月 日		

※求職中・採用内定・月64時間未満労働での申込みの方	求職中・採用内定・月64時間未満労働の方の利用承諾期間は2ヶ月（求職中の場合は、利用開始月翌月15日まで）に限り、利用開始前までに稼働中の勤務証明書を提出することによって利用承諾期間を延長することができます。	日
誓約書	勤務証明書の提出ができない場合は 所します。	保護者氏名

※育児休業中での申込みの方	利用開始月中に職場に復帰することを前提として利用調によって、利用開始月中に復職し、利用開始月翌月の15日（日）を提出することによって、利用承諾期間は最大就業日まで延長することができます。	日
誓約書	勤務証明書の提出ができない場合は 所します。	保護者氏名

今回の保育施設は右の口から申し込みます。 ※チェックを点とします。 ただくことはできません。 ※チェックを内容変更希望の場合、申込み期日までに変更届及び勤務証明書を提出してください。	今回の申込みの目的が育児休業の延長である場合には、チェックをつけてください。その場合でも上の誓約書欄の記入は必要となります。	延長希望である
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

該当の方は転入日を記入してください。

※令和2年1月2日以降の転入の方（予定含む）	転入日： 年 月 日
------------------------	------------

利用申し込みに関する同意書

申込み書類に関して

1	勤務証明書の勤務日数・時間、その他提出した書類の内容と事実が異なる場合は、利用内定取消しまたは利用開始後でも退所となる場合があります。 ※勤務先に照会をして勤務実態の確認をさせていただく場合があります。
2	勤務証明書の「最近4箇月の勤務実績状況」の記入が、契約上の勤務日数・時間数に満たない場合は、利用調整における指数が正しく付かない場合があります。
3	利用調整に必要な書類は必ず期限内にご提出ください。利用調整は期限内に提出された書類で審査し、期限後の提出の場合は翌月の利用調整に反映されます。また、一度提出された書類は返却できません。必要な方は提出前にコピー等をお取りください。
4	原則、郵送による不足書類及び追加書類の受付はしておりません。郵送事故による未着や必要書類の同封漏れに関して、市では責任を負いかねますのでご了承ください。
5	教育・保育給付認定及び保育施設等利用申込みにあたり、提出した全ての書類の内容と市の保有する個人情報とを教育・保育給付認定、利用調整、利用者負担額の決定及び保育の実施に用いること、また、必要に応じて利用が決定した保育施設等の関連機関に提供することがあります。
6	希望園については、通園可能・通園意思があるものとして審査いたしますので、内定後の利用辞退はご遠慮願います。内定辞退の場合は利用申込みを取下げいただき、再度利用をご希望の際には新規申込み手続きが必要となります。

利用調整後に関して

7	利用保留となり、利用決定までの期間中に申込み内容と異なる状況になった場合は、必要書類を速やかにご提出ください。内定時に状況の変更が判明した場合は、内定取消しとなる場合があります。
8	利用内定後は、指定日までに必ず児童面接を受けていただきます。児童面接を受けられない場合は内定取消しとなります。
9	0～2歳児クラスの保育料を算定するための税関係書類のご提出が必要な方で、ご提出されない場合は最高額での決定となります。 また、3～5歳児クラスの副食費の免除対象者を判定するための税関係書類のご提出が必要な方で、ご提出されない場合は、副食費免除の対象外となります。
10	公立・私立保育園の保育料および公立保育園の給食費のお支払いは原則、口座振替にてお支払い願います。例外として、納付書にて保育料等をお支払いいただいた場合は、領収書を5年間保管してください。紛失した場合は、その月の保育料等の納付についての確認はできませんので、十分ご注意ください。

保育施設利用開始後に関して

11	利用開始後は、原則として保育園に慣れていただくため、「慣らし保育」があります。基本的には2週間程度ですが、施設ごとにお子様の状態等を見ながら、慣らし保育期間が変更になることもあります。
12	利用開始後、申請時と勤務場所・時間の変更等申込み内容と異なる勤務状況、家庭状況になった場合は、必要書類を速やかにご提出ください。一定期間（1箇月以上）を過ぎて変更が判明した場合には、その時点で保育が必要か否かを問わず退所となります。
13	退職した場合は、退職日から10日後までに退職証明書（退職日がわかる書類でも可）を提出することで、保育の利用期間が退職日から起算して1箇月延長となります。その後、延長となった1箇月の間に勤務を開始し、稼働中の勤務証明書を提出することで保育の利用期間が継続となります。 ※退職証明書や勤務証明書を提出されない場合は、退所となります。
14	休園の期間は原則2週間以上1箇月以内です。また、休園期間中も保育料はかかります。 ※公立保育園における給食費（3歳児クラス以上対象）の減免申請は必ず前月20日までに申請してください。事後の申請は認められず、休園期間中の給食費も徴収いたします。 ※私立保育園の給食費等については各園にお問い合わせください。

保育園申込み及び在園にあたっての注意事項を確認
しましたら、ご署名をお願いします。

令和 2年 11月 26日

〇〇 〇〇 印

希望保育時間 ※24時間表記		1. 平日 (月・火・水・木・金) 8時30分から 18時00分まで				
		2. 土曜日 時 分 から				
祖 父 母 の 状 況	父	祖父	氏名 〇〇 〇〇	年齢 59歳	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	同居・別居・死亡・不明・ その他 ()
		祖母	氏名 〇〇 〇〇	年齢 61歳	有・無 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	同居・別居・死亡・不明・ その他 ()
	方	住所				電話番号
		同居の場合は祖父母の住所の記入は不要です。				
	母	祖父	氏名 〇〇 〇〇	年齢 65歳	職業 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	状況・その他特記事項 同居・別居・死亡・不明・ その他 ()
		祖母	氏名 〇〇 〇〇	年齢 57歳	職業 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	同居・別居・死亡・不明・ その他 ()
方	住所 戸田市笹目0-0-0				電話番号 (048) 000-0000	
生活保護		① 受けていない 2 受けています 開始日 年 月 日から				
備考						
祖父母の住所が別々な場合は二段に分けて記入してください。						

※福祉事務所(市)記載欄

利用承諾	利用開始年月日	・	・	保育施設等
住民コード(保護者)				住民コード(児童)
所見				

家庭の状況届出書

フリガナ		〇〇 〇〇		性別
児童氏名		〇〇 〇〇		男
生年月日		平成30年 6月 15日 (2歳児クラス)		
住所及び電話番号		戸田市上戸田1-18-1-208 TEL 048 (441) 1800		
携帯電話番号		父	090 (●●●●) ××××	
		母	080 (△△△△) □□□□	
家族及び同居している人(本人除く)	氏名	続柄	生年月日	職業・学校等
	〇〇 〇〇	父	S56.11.20	会社員
	〇〇 〇〇	母	S61.11.20	パート
	〇〇 〇〇	兄	H23.10.18	〇〇小学校
	〇〇 〇〇	祖父	S36.8.23	会社員
	〇〇 〇〇	祖母	S34.10.7	無職
児童の健康状態	1 特に問題はない。 2 発達や慢性的な病気等で相談している病院や施設がある。 病名・障害名【 病院・施設名【 3 アトピー・アレルギー等がある。 症状 <u>無</u> ・ <u>有</u> ※ 健康上又は発達上、気になることがありましたらご記入ください。			
	アトピーで塗り薬を1日数回塗っています。(手足) 食物アレルギーではないため、食物除去は一切していません。			
緊急連絡先(上記以外)	住所または所在地	上記の父母連絡先に繋がらない場合の連絡に使用しますので、必ず連絡がつくご連絡先をご記載ください。		
	氏名または名称			
	住所または所在地	戸田市上戸田1-18-1-208	電話	090-〇〇××-□□△△
	氏名または名称	〇〇 〇〇	続柄	祖父、父母職場、その他()

※ 緊急時の連絡先は保育所に入所した後、お子様の具合が悪くなった時などの連絡に使用しますので、必ず連絡がつく連絡先をお書きください。(父職場・祖父母自宅など)

生育歴

児童氏名 (○○ ○○)

出生時	乳児期 (0~2歳クラスのみ)	幼児期 (3歳クラス以上のみ)
胎在期間 (妊娠週数) () 週 体重 () kg (全ての方がご記入ください。) 身長 () cm (48cm) 頭囲 () cm (30cm) 胸囲 () cm (30cm)	栄養 (母乳、人口乳、 <u>混合</u>) おすわり () 月 (4ヶ月) 離乳食開始 () 月 (6ヶ月) 寝返り () 月 (5ヶ月) ハイハイ () 月 (9ヶ月) 歩き始め () 月 (11ヶ月) 話し始め () 月 (1才) 月 離乳食完了 (1才) 月 (3ヶ月)	※該当する項目に☑をつけてください 類の着脱を一人でできる 該当するクラスについてご記入ください。 <input type="checkbox"/> 二語文「わんわんきた」等が話せる <input type="checkbox"/> 一人で階段が登れる <input type="checkbox"/> 簡単な指示「ごみすて」等ができる <input type="checkbox"/> スプーン・フォークでご飯を食べる <input type="checkbox"/> はしを使ってご飯を食べる <input type="checkbox"/> トイレに行って一人で排泄できる <input type="checkbox"/> おむつを常に使用している <input type="checkbox"/> 理由なく奇声を出すことがある <input type="checkbox"/> 危ないものや場所がわかる <input type="checkbox"/> 同年代の子とかかわって遊べる
分娩の状況 (正常分娩・帝王切開・その他) 出生児の状況 (元気・衰弱・仮死) 保育器の使用 (無・ <u>有</u> 5日) 黄疸症状 (重症・やや強い・ <u>ほとんど無</u>)	※以下は該当する項目に☑をつけてください <input type="checkbox"/> ひとり歩きができる <input checked="" type="checkbox"/> 後ろから名前を呼ばれて振り向く <input type="checkbox"/> 目を合わせて話を聞く	

医	アレルギー	無・ <u>有</u>	(鶏卵・牛乳・小麦・大豆・その他) (ダニ・ハウスダスト・花粉・その他) 治療 (無・飲み薬 <u>塗り薬</u> 食事制限・その他)
	家族 (父・母・兄弟姉妹) のアレルギー状況	<u>無</u> ・有	該当者 (父・母・兄弟姉妹) 具体的な症状 () 該当者 (父・母・兄弟姉妹) 具体的な症状 ()
	ひきつけ、けいれん	<u>無</u> ・有	(1回目) 才) 月) その後 () 回) (熱) 度) 回) (無熱性) 回)
	てんかん	<u>無</u> ・有	(状態) (服薬開始) 才) 月・1日) 回使用中)

療	既往歴	肝炎・川崎病・ぜんそく・心臓疾患 (不整脈・肥厚性心臓病) (場所) ・肘内障・肺炎・中耳炎 既往歴があればご記入ください。 その他 ()	
---	-----	---	--

歴	予防接種歴 (接種済みのものに○をつけてください)	・ヒブ (1回目、2回目、3回目、4回目) ・肺炎球菌 (1回目、2回目、3回目、4回目) ・B型肝炎 (1回目、2回目、3回目) ・四種混合 (1回目、2回目) ・BCG ・麻しん風しん混合 (1回目、2回目) ・その他 () 接種済みの予防接種に丸を付けてください。	
---	---------------------------	---	--

歴	乳幼児健診の状況 (直近3回分)	助言指導が有の場合、その内容 () 歳 () ヶ月健診 受診済みの健診をご記入ください。 () 歳 () ヶ月健診 無 ・ <u>有</u> 病院の受診を勧められた。 () 歳 () ヶ月健診 <u>無</u> ・ 有	
---	------------------	--	--

保育施設等についての Q&A



申込みに関して

Q1 仕事をしていないと保育施設等の申込みはできないのですか？

A1 申込み時に仕事をしていない方は、「求職中」の要件として申込みができます。

また、就労先が内定の方は採用予定の勤務証明書を提出された場合に、「内定」の要件での利用調整となります。

なお、求職中・内定の状態で利用が決定した場合は、入所日から2か月間の期限付き入所となります。入所月翌月の15日までに勤務証明書を提出する必要があり、提出されない場合は退所となります。

Q2 保育施設等の利用は申込みの先着順ですか？

A2 先着順ではありません。指数の高い方から申込書に記入された希望保育施設等の中での希望順位に基づき利用調整し、内定となります。よって、第1希望保育施設毎に集計して利用調整するものではありません。退園者の状況など急に受入枠が空く場合もありますので、申込者数や空き状況の有無に関わらず、入園を希望する順番どおりの希望保育施設等を通園可能な範囲内なるべく多く記入してください。

Q3 保留中に仕事が変わりました。どうすればいいのでしょうか？

A3 速やかに勤務証明書を保育幼稚園室に提出してください。締切日前に提出された場合、次月の利用調整に反映されます。

なお、勤務証明書を提出されない場合で利用が決定した場合、利用決定が取り消される場合があります。勤め先に変更があった場合にかかわらず、家庭状況が変わった場合には必ず変更にかかる書類を提出してください。

Q4 出産の要件で申込みをしたのですが、期限はいつからいつまでですか？

A4 入所 ⇒ 産休開始日（予定日から6週間前）を含む月の1日から入所可能

退所 ⇒ 産休終了日（出産日から8週間後の翌日）を含む月末に退所

（例）出産予定日が8月19日の場合

入所可能月＝7月（産前6週は7月9日）

退所月＝10月（産後8週は10月15日）

Q5 現在、市外に居住していますが、戸田市の保育施設等に申込みはできますか？

A5 戸田市に転入予定の場合は、申込みができます（転入要件）。転入に関する誓約書（入所月の初日までに転入すること）や、売買・賃貸契約書（戸田市に転入することがわかる書類）の写しなど、通常の申込み以外に必要な書類があります。

また、保護者の勤務地が戸田市にある場合も、申込みができます（在勤要件）。

しかし在勤要件は、保育園や入所希望月によって（2、3月以外でも）受付ができない場合があります。

いずれも申込み窓口は戸田市ではなく、申込み時にお住まいの自治体となります。

また、市外の方の申込みの場合、市内在住の方よりも優先度が下がります。

その他詳細は保育幼稚園室までお問い合わせください。

Q6 戸田市に居住していますが、他市の保育施設等を申込むことはできますか？

A6 保育は原則としてお住まいの自治体で受けることとなっています。

しかし市外に保育を希望する自治体内の取り決めで、受入れを認めている自治体があります。必要な申込み書類を、希望自治体の締切7日前までに戸田市保育幼稚園室にご提出ください。事務処理と郵送に時間がかかるため、ご協力ください。

転入要件はほとんどの自治体で認められています。戸田市と同様に転入誓約書、売買・賃貸契約書の写しなどの書類が必要な場合が多いようです。

近隣市では在勤要件も認めている自治体が多いようです。また稀に特別な要件を必要としない自治体もあります。

詳細が自治体によって異なるため、保育を希望する自治体に直接ご確認の上、戸田市保育幼稚園室の窓口にてお手続きをお願いします。

入所に関して

Q7 育児休業中に申込みをして利用が決定したのですが、仕事に復帰しなければなりませんか？

A7 はい。育児休業中の入所の要件は「利用が決定した月中に職場復帰すること」になります。申込みの段階で誓約していただいております。職場復帰されない場合、退所となります。

Q8 在園中に、出産をすることになりました。上の子は退所になりますか？

A8 産後8週経過後、即就労復帰する ⇒ 継続通園が可能です。

産後8週経過後、即就労復帰しない ⇒ 退所となります。

産後8週経過後、育児休暇を取る ⇒ 継続通園が可能です。

Q9 入所の可否はどのように知ることができるのですか？

A9 4月一次・二次入所受付の結果については内定または保留の場合も書面で通知します。一次の結果発送は2月上旬頃を、二次の結果発送は3月上旬頃を予定しています。それ以外の月の入所については、内定の場合は入所月の前月20日までにお電話でお知らせします。保留の場合は入所月の前月21日以降に（初回のみ）郵送でお知らせします。

なお、利用保留者は、利用が決定するまで年度内に限り（令和4年1月入所分まで）毎月利用調整にかかることとなりますので、再度申込み書類を提出いただく必要はありません。

Q10 4月入所の結果を通知した後に追加で内定とすることはありますか？

A10 4月二次の結果を送付した後に期間があるため、キャンセルや急なお引越し等で空きが出た際は、4月入所の追加内定を出す場合があります。なお、この時の内定の決定の方法は、4月二次の利用調整結果を元に次順位の方を内定とします。追加内定のお知らせは3月19日頃までにお電話で行う予定です。

Q11 入所したあとに保育施設を変えることはできますか？

A11 転園希望届を提出していただくと、まず新規利用申込みの方と同様、指数を決定します。その後、新規利用申込みをされた方、また利用保留となっている方と一緒に利用調整を行い、保育施設の空きに対して優先順位が高い方を転園決定とします。転園決定されなければその月は転園保留となり、翌月以降、利用保留者と同様年度内に限り（令和4年1月入所分まで）毎月利用調整にかかることとなります。

なお、転園が決定した場合、転園元の施設は空きとなり、同時に他の新規利用申込み者などが内定となりますので、いかなる理由があっても転園決定後のキャンセルはできません。ご注意ください（各月の締切までの「転園希望取り下げ書」の提出により、転園希望を取りやめることができます）。

保育料に関して

Q12 保育料はどのような基準で決定するのですか？

A12 保育料は年度を通して、4～8月までの分は（基本的に）父母の前年度の市民税所得割額で、9～3月までの分は当年度の市民税所得割額で算定します。父母が家計の主宰者と認められない場合は、同居祖父母等の税額を合算して算定することもあります。

Q13 年度途中で誕生日を迎え3歳になりました。保育料は無償になりますか？

A13 保育料の区分は4月1日現在の年齢で決定します。年度途中で年齢が上がることでは無償になりません。

Q14 保育施設によって保育料は異なるのですか？

A14 公立と私立、小規模保育施設、事業所内保育施設いずれもA12での保育料の決め方は変わりません。ただし、保育施設によっては園服やカバン等の備品購入が必要な園もありますので、事前にご確認ください。

Q15 A12での「市民税所得割額」は何を見れば確認できますか？

A15 課税証明書や市県民税の税額決定通知書で確認できます。（指定都市(さいたま市)などの場合は、税率が異なりますので、ご注意ください。）

★給与天引きのみの方「給与所得にかかる市・県民税特別徴収税額の決定通知書」

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割⑥	
		均等割額⑦	

←市民税所得割⑥をご確認ください。ただし⑤税額控除のうち、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式譲渡所得割額等、を受けている方はこれらの税額を足し戻した額となります。

★個人納付（主に自営業）がある方「市民税・県民税税額決定納税通知書」

戸田市の通知では6月当初発送の場合、通知3頁の左下、市民税分、所得割額でご確認ください。前述の税額控除がある方は同様に足し戻した額となります。6月当初以外に発送された通知では4頁でご確認ください。

◆申込み書類チェックリスト◆



①保育施設等利用申込書					
②家庭の状況届出書					
③教育・保育給付認定申請書（認定を受けていない児童のみ）					
④保育が必要であることを証明する書類		父	母	祖父	祖母
令和3年度用 勤務証明書（1枚） （証明日が3ヶ月以内） ※自営業の方は勤務実績の分かる書類の写しも提出	就労（内定）している方				
令和3年度用 勤務証明書（1枚） （証明日が3ヶ月以内） ※産休・育休期間の記載があるもの	育児休業中の方				
診断書・身体障害者手帳の写し	病気や障害がある方				
介護 看護	診断書または身体障害者手帳の写し 介護・看護状況申告書	介護・看護をしている方			
母子健康手帳の写し （表紙と出産予定日記載部分）	出産予定の方				
学 生	在学証明書または学生証の写し 時間割	在学中の方			

⑤その他の書類（9ページ⑤に該当する方のみ）	
⑥税関係書類（10ページ⑥に該当する方のみ）	

- 申込書の日付の記載は提出日になっていますか？
- 申込書の希望園はお間違いないですか？
- 勤務証明書下段の保護者記入欄の記入はお済みですか？
- 家庭の状況届出書は両面記入してありますか？
- 教育・保育給付認定申請書は両面記入してありますか？
- 84円切手を貼った返信用封筒は同封してありますか？（4月一次郵送受付のみ）

お問い合わせ

〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1

戸田市役所保育幼稚園室 入所・認定担当

048-441-1800（代表）（内線 233・288）

048-424-9571（直通）

